

# 第6章 行為の制限に関する事項

## 6-2 届出対象行為（景観形成重点地区等を除く。）

（景観法第8条第2項第3号）

### （1）届出対象の考え方

高岡市全域を、高岡市景観計画の対象となる「景観計画区域」として一定の建築物等を届出対象として景観誘導を進めます。

これに加え、届出対象の範囲、景観誘導の程度性等をよりきめ細かく設定した、景観形成重点地区及び重点景観隣接地区を設定します。

なお、景観形成重点地区及び重点景観隣接地区の設定にあたっては、地元との協議等を経ながら決定していきます。

### （2）景観計画区域（高岡市全域）における届出対象行為

**高岡市景観計画区域**における届出対象行為は、以下のとおりとします。なお、届出内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の届出が必要になります。

（景観法 第16条 第1項 第1号・第2号関係）

行為の種類		届出が必要な行為の規模
建築物		<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10m超 （届出対象区域の用途地域が第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の場合。または、市街化調整区域、白地地域、都市計画区域外の場合。）</li> <li>12.5m超 （届出対象区域の用途地域が近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の場合。）</li> <li>15.0m超 （届出対象区域の用途地域が商業地域の場合。）</li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>建築面積1,000㎡超</li> </ul>
	①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは建築物と同様 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。）</li> </ul>
工作物	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ30m超 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。）</li> </ul>
	⑦垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5m超、かつ長さ10m超</li> </ul>
	⑧観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、リゾーランド その他これらに類する遊戯施設 ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑩自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは建築物等同様 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物みの高さが5m以下のものを除く。）</li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>築造面積1,000㎡超</li> </ul>

## 第6章 行為の制限に関する事項

行為の種類		届出が必要な行為の規模
建築物等の増築又は改築	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の高さ10m超  <small>(届出対象区域の用途地域が第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の場合、または市街化調整区域、白地地域、都市計画区域外の場合。)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>12.5m超  <small>(届出対象地域の用途地域が近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の場合。)</small></li> <li>15.0m超  <small>(届出対象区域の用途地域が商業地域の場合。)</small></li> </ul> </li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の建築面積1,000㎡超  <small>(増築又は改築に係る部分の建築面積が100㎡以下のものを除く。)</small></li> </ul>
	①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の高さは、建築物と同様  <small>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。)</small></li> </ul>
工作物	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の高さ30m超  <small>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)</small></li> </ul>
	⑦垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の高さ5m超かつ長さ10m超</li> </ul>
	⑧観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、リフトその他これらに類する遊戯施設 ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑩自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の高さは、建築物と同様  <small>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。)</small></li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の築造面積1,000㎡超  <small>(増築又は改築に係る部分の表示面積が100㎡以下のものを除く。)</small></li> </ul>

行為の種類	届出が必要な行為の規模
建築物等の外観の変更	・大規模行為に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更

### (景観法 第16条 第1項 第4号関係)

行為の種類	届出が必要な行為の規模
土地の区画形質の変更	・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超かつ長さ10m超の法面が生ずるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	・行為の用に供される土地の面積3,000㎡超で、かつ集積又は貯蔵の高さ3m超
鉱物の掘採又は土石の類の採取	・行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの